

事 務 連 絡

平成 2 7 年 4 月 1 7 日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立学校長
各県立学校長
各課（所・館）長

} 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長

（公印省略）

平成 2 7 年 4 月 1 日以降の退職手当調整額について

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成 2 6 年埼玉県条例第 5 9 号）、退職手当の調整額に係る職員の区分に関する規則の一部を改正する規則（平成 2 7 年埼玉県人事委員会規則 7 - 9 7 0）及び「退職手当の調整額に係る職員の区分に関する規則の運用について」の一部改正について（平成 2 7 年 3 月 2 7 日付け人委第 7 4 1 - 8 号）が、平成 2 7 年 4 月 1 日より施行されました。

つきましては、下記のとおり参考文書を送付しますので、今後の事務手続きの際にご参照ください。

記

- 1 本事務連絡
- 2 退職手当の調整額の改正の概要
- 3 退職手当の調整額 ～改正内容のまとめ～
- 4 ～ 9 【参考】条例、規則、運用通知及び各新旧対照表

昇給・退職手当担当 清水・黒羽

TEL: 048-830-6670

退職手当の調整額の改正の概要

1 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(1) 内容

平成26年10月16日付けの埼玉県人事委員会の職員の給与についての勧告に基づく、給与制度の総合的見直しに伴う退職手当への影響を踏まえ、国に準じて退職手当の調整額について、額を改定するとともに支給要件を改正した。

ア 退職手当の調整額の改定

国家公務員退職手当法の一部改正に伴い、国に準じて退職手当の調整額の増額を行った。

イ 退職手当の調整額の支給要件の改正

勤続期間24年以下の退職者には、第8号区分を支給しないこととしていたが、他の区分同様、支給の対象とした。

【参考】

①退職手当の調整額

在職期間中の貢献度を反映するもので、職務の級等に応じて定めている。

②退職手当の計算方法

退職日給料月額×退職理由別・勤続年数別支給率+退職手当の調整額

(2) 施行期日

平成27年4月1日

2 退職手当の調整額に係る職員の区分に関する規則の一部を改正する規則

(1) 内容

退職手当の調整額第5号区分に、「教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の適用を受けていた者で特2級及び2級であったもののうち人事委員会の定めるもの※」を加えた。

※ 3-(1)-ア 参照

(2) 施行期日

平成27年4月1日

3 「退職手当の調整額に係る職員の区分に関する規則の運用について」の一部改正について

(1) 内容

退職手当の調整額に係る職員の区分に関する規則の一部改正に伴う規定を整備した。

ア 第5号区分に、「教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の適用を受けていた者で特2級及び2級で大卒経験年数36年超のもの」を加えた。

イ 職員の区分に関して文言の整理を行った。

(2) 施行期日

平成27年4月1日

〈参考〉退職手当の調整額 ～改正内容のまとめ～

(H27.4.1～)

退職手当の調整額は、平成8年4月1日から退職日までの在職期間について、下記の「職員の区分」に応じて定める額(調整月額)のうち、その額の多いものから60か月分を合計した額です。今回の条例改正等で下記のように金額等が変更となります。

職員の区分	調整月額	行政職		教育職(一) 教育職(二)	医療職(二) 学校栄養職	事務職		技能職	
		旧級	新級			旧級	新級	旧級	新級
第1号	70,400円	—	10級	—	—	—	—	—	—
第2号	65,000円	11級	9級	—	—	—	—	—	—
第3号	59,550円	10級	8級	4級(管理職手当1種)	—	—	—	—	—
第4号	54,150円	9級	7級	4級(上記以外)	—	—	—	—	—
第5号	43,350円	8級	6級	3級 特2級及び2級(大卒経験36年超)	—	8級	6級	—	—
第6号	32,500円	7級	5級	特2級(上記以外) 2級(大卒経験27年超)	5級 (主査在職5年超)	7級	5級	—	—
第7号	27,100円	6級	4級	2級(大卒経験10年超)	5級(主査で上記以外、主任で40歳以上かつ在職10年超)	6級	4級	6級	5級
第8号	21,700円	4・5級	3級	2級(上記以外) 1級(大卒経験15年超)	5級(主任で上記以外) 4級	4・5級	3級	4・5級	4級
第9号	0円	1・2・3級	1・2級	1級(上記以外)	1・2・3級	1・2・3級	1・2級	1・2・3級	1・2・3級

※各区区分約30%の増額
※運用上の変更はないが、文言を「以上」から「超」に変更

※計算にあたっての留意点

- ①勤続期間4年以下の場合、及び自己都合退職で勤続10年以上24年以下の退職者の場合、計算した額の1/2に相当する額を退職手当の調整額とする。
- ②自己都合退職で勤続期間が9年以下の退職者の場合、退職手当の調整額は支給しない。

条 例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十九号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「次条第二項及び第五条」を「以下この項、次条第二項並びに第五条第一項第四号及び第二項」に改める。

第七条の四第一項第一号中「五万四千百五十円」を「七万四百円」に改め、同項第二号中「五万円」を「六万五千円」に改め、同項第三号中「四万五千八百五十円」を「五万九千五百五十円」に改め、同項第四号中「四万七千七百円」を「五万四千百五十円」に改め、同項第五号中「三万三千三百五十円」を「四万三千三百五十円」に改め、同項第六号中「二万五千円」を「三万二千五百円」に改め、同項第七号中「二万八百五十円」を「二万七千七百円」に改め、同項第八号中「一万六千七百円」を「二万七千七百円」に改め、同条第四項第一号を削り、同項第二号中「前号」を「第一項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「第一号」を「第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第八条第五項第二号中「第五十五条」を「第八条第三項」に改める。

附則第三十五項中「附則第二条第一項」を「附則第二条」に改める。

附則第三十九項中「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条第一項」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条」に、「附則第二十五条」を「附則第十一条」に改める。

附則第四十三項中「第六十二条第二項」を「第五十条の十第二項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七号）附則第三条の規定に基づき政令の規定に準じて知事が定める。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案

職員の退職手当に関する条例

第一条～第二条の四 (略)

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第三条 次条又は第五条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（給料が月額で定められている者については、退職の日におけるその者の給料の日額の二十一日分に相当する額。以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一～六 (略)

2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第八十四条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。以下この項、次条第二項並びに第五条第一項第四号及び第二項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第十五条第一項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第二十八条第一項第一号から第三号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第七条の四第四項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一～三 (略)

第四条～第七条の三 (略)

(退職手当の調整額)

第七条の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（中略）ごとに、当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に

現行

(傍線部分は、改正部分)

職員の退職手当に関する条例

第一条～第二条の四 (略)

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第三条 次条又は第五条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（給料が月額で定められている者については、退職の日におけるその者の給料の日額の二十一日分に相当する額。以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一～六 (略)

2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第八十四条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第二項及び第五条において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第十五条第一項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第二十八条第一項第一号から第三号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第七条の四第四項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一～三 (略)

第四条～第七条の三 (略)

(退職手当の調整額)

第七条の四 (同上)

定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額（当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- 一 第一号区分 七万四百円
- 二 第二号区分 六万五千円
- 三 第三号区分 五万九千五百五十円
- 四 第四号区分 五万四千五百五十円
- 五 第五号区分 四万三千三百五十円
- 六 第六号区分 三万二千五百円
- 七 第七号区分 二万七千円
- 八 第八号区分 二万七千七百円
- 九 第九号区分 零

2・3 (略)

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(削る)

- 一 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が一年以上四年以下のもの 第一項の規定により計算した額の二分の一に相当する額
- 二 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

三 自己都合等退職者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 第一項の規定により計算した額の二分の一に相当する額

四 自己都合等退職者でその勤続期間が九年以下のもの 零

5 (略)

第七条の五 (略)

(勤続期間の計算)

第八条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2・4 (略)

- 一 第一号区分 五万四千五百五十円
- 二 第二号区分 五万円
- 三 第三号区分 四万五千八百五十円
- 四 第四号区分 四万七千七百円
- 五 第五号区分 三万三千三百五十円
- 六 第六号区分 二万五千円
- 七 第七号区分 二万八千五百円
- 八 第八号区分 一万六千七百円
- 九 第九号区分 零

2・3 (略)

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が五年以上二十四年以下のもの 第一項第一号から第七号まで又は第九号に掲げる職員

の区分にあつては当該各号に定める額、同項第八号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額

- 二 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が一年以上四年以下のもの 前号の規定により計算した額の二分の一に相当する額
- 三 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

四 自己都合等退職者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 第一号の規定により計算した額の二分の一に相当する額

五 自己都合等退職者でその勤続期間が九年以下のもの 零

5 (略)

第七条の五 (略)

(勤続期間の計算)

第八条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2・4 (略)

5 第一項に規定する職員としての引き続き在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（中略）が引き続きいて職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続き在職期間を含むものとする。この場合においてその者の職員以外の地方公務員等として引き続き在職期間については、（中略）次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続き在職期間として計算するものとする。（以下略） 一 （略） 二 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第八条第三項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公社若しくは公庫等（中略）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（中略）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続き当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、（中略）勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（中略）が、（中略）引き続き職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続き在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続き在職期間の終期までの期間 三 〇七 （略） 六 〇九 （略） 第九条 第二十四条 （略） 附 則 一 〇 三 四 （略） 35 昭和六十二年三月三十一日に旧日本国有鉄道の職員として在職する者が、引き続き（中略）日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三十六号）附則第二条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この項において「承継法人等」という。）の職員となり、かつ、引き続き承継法人等の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日まで	5 （同上） 一 （略） 二 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第五十五条に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公社若しくは公庫等（中略）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（中略）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続き当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、（中略）勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（中略）が、（中略）引き続き職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続き在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続き在職期間の終期までの期間 三 〇七 （略） 六 〇九 （略） 第九条 第二十四条 （略） 附 則 一 〇 三 四 （略） 35 昭和六十二年三月三十一日に旧日本国有鉄道の職員として在職する者が、引き続き（中略）日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三十六号）附則第二条第一項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この項において「承継法人等」という。）の職員となり、かつ、引き続き承継法人等の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同
---	---

の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和六十二年四月一日以後の承継法人等の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。
(以下略)

36
38 (略)

39 平成十年十月二十一日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団(以下この項において「旧事業団」という。)の職員として在職する者(同法附則第十一条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号)第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る。)が、引き続き独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十号)附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団(以下この項において「旧公団」という。)の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。(以下略)

40
41 (略)

42 平成十六年三月三十一日に国立大学法人法(平成十五年法律第十二号)附則別表第一の上欄に掲げる機関(以下「旧機関」という。)の職員として在職する者が、同法附則第四条の規定により引き続いて国立大学法人等(同法第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

43 旧機関の職員が、第八条第五項に規定する事由によつて引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員と

日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和六十二年四月一日以後の承継法人等の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。(以下略)

36
38 (略)

39 平成十年十月二十一日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条第一項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団(以下この項において「旧事業団」という。)の職員として在職する者(同法附則第二十五条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号)第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る。)が、引き続き独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十号)附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団(以下この項において「旧公団」という。)の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。(以下略)

40
41 (略)

42 (同上)

43 旧機関の職員が、第八条第五項に規定する事由によつて引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員と

なつた場合その他これに類する場合として知事が定める場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第五十条の十第二項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、知事が定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

44
(略)

なつた場合その他これに類する場合として知事が定める場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第六十三条第二項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、知事が定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

44
(略)

規 則

退職手当の調整額に係る職員の区分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七一九七〇

退職手当の調整額に係る職員の区分に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の調整額に係る職員の区分に関する規則（埼玉県人事委員会規則七一九五六）の一部を次のように改正する。

別表ロ第五号区分の項第八号及び第九号中「職務の級が」の下に「二級若しくは特二級であつたもののうち人事委員会の定めるもの又は」を加え、同表第六号区分の項第八号中「二級であつたもののうち人事委員会の定めるもの又は特二級であつたもの」を「二級であつたもの（第五号区分の項第八号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの又は特二級であつたもの（第五号区分の項第八号に掲げる者を除く。）」に改め、同項第九号中「二級であつたもののうち人事委員会の定めるもの又は特二級であつたもの」を「二級であつたもの（第五号区分の項第九号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの又は特二級であつたもの（第五号区分の項第九号に掲げる者を除く。）」に改め、同表第七号区分の項第八号中「二級であつたもの（」の下に「第五号区分の項第八号及び」を加え、同項第九号中「二級であつたもの（」の下に「第五号区分の項第九号及び」を加え、同表第八号区分の項第八号中「二級であつたもの（」の下に「第五号区分の項第八号、」を加え、同項第九号中「二級であつたもの（」の下に「第五号区分の項第九号、」を加える。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

新旧対照表

○退職手当の調整額に係る職員の区分に関する規則

(傍線は改正部分)

新		旧	
別表		別表	
ロ 平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分について の表		ロ 平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分について の表	
第一号 区分～ 第四号 区分	(略)	第一号 区分～ 第四号 区分	(略)
第五号 区分	一～七 (略) 八 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が <u>二級若しくは特二級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は三級であったもの</u> 九 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が <u>二級若しくは特二級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は三級であったもの</u>	第五号 区分	一～七 (略) 八 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの 九 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの 一〇～一二 (略)
第六号 区分	一～七 (略) 八 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が <u>二級であったもの(第五号区分の項第八号に掲げる者を除く。)</u> のうち <u>人事委員会の定めるもの又は特二級であったもの(第五号区分の項第八号に掲げる者を除く。)</u> 九 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が <u>二級であったもの(第五号区分の項第九号に掲げる者を除く。)</u> のうち <u>人事委員会の定めるもの又は特二級であったもの(第五号区分の項第九号に掲げる者を除く。)</u>	第六号 区分	一～七 (略) 八 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が <u>二級であったものうち人事委員会の定めるもの又は特二級であったもの</u> 九 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が <u>二級であったもの又は特二級であったもの</u>

新		旧	
第七号 区分	一〇～一三 (略) 一～七 (略) 八 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもの(第五号区分の項第八号及び第六号区分の項第八号に掲げる者を除く。)のうち人事委員会の定めるもの 九 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもの(第五号区分の項第九号及び第六号区分の項第九号に掲げる者を除く。)のうち人事委員会の定めるもの 一〇～一二 (略)	第七号 区分	一〇～一三 (略) 一～七 (略) 八 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもの(第六号区分の項第八号に掲げる者を除く。)のうち人事委員会の定めるもの 九 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもの(第六号区分の項第九号に掲げる者を除く。)のうち人事委員会の定めるもの 一〇～一二 (略)
第八号 区分	一～七 (略) 八 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったものうち人事委員会の定めるものは二級であったもの(第五号区分の項第八号、第六号区分の項第八号及び第七号区分の項第八号に掲げる者を除く。) 九 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったものうち人事委員会の定めるものは二級であったもの(第五号区分の項第九号、第六号区分の項第九号及び第七号区分の項第九号に掲げる者を除く。) 一〇～一二 (略)	第八号 区分	一～七 (略) 八 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったものうち人事委員会の定めるものは二級であったもの(第六号区分の項第八号及び第七号区分の項第八号に掲げる者を除く。) 九 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったものうち人事委員会の定めるものは二級であったもの(第六号区分の項第九号及び第七号区分の項第九号に掲げる者を除く。) 一〇～一二 (略)
第九号 区分	(略)	第九号 区分	(略)